

議案第 5 5 号

市川市行政不服審査法の施行に関する条例の一部改正について

市川市行政不服審査法の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市行政不服審査法の施行に関する条例の一部を改正する条例

市川市行政不服審査法の施行に関する条例（平成 2 8 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「同項」を「同法第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政不服審査法施行令の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。